

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告（建設工事、事後審査）東日本本部 機械設備工事（流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事）共通 を参照すること。

1	公告日	令和06年09月30日(月)	
2	契約職	東日本本部長 渡辺 志津男	
3	工事概要		
3.1	工事名	佐野市水処理センター水処理設備工事その2	
3.2	工事場所	栃木県佐野市植下町地内	
3.3	施設名	佐野市水処理センター	
3.4	処理方式	標準活性汚泥法	
3.5	水量・能力		
3.5.1	全体計画下水量	53,730 m3/日	
3.5.2	今回対象計画下水量	1.800 m3/秒	
3.6	工事内容	機械設備工事(改築)	
3.7	対象工事	主ポンプ設備 2台、その他付属設備 一式	
3.8	工期		
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和08年03月18日(水)まで	
3.9	その他		
3.9.1	入札方式	電子入札・事後審査対象案件	
3.9.2	総合評価方式の試行工事	無	
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無	
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有	
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有	
3.9.6	VE試行工事	無	
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無	
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	無	
3.9.9	監理技術者の緩和	有	
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有	
3.9.11	余裕期間の施行事	無	
3.10	特許	無	
4	競争参加資格(認定資格)		
4.1	単体有資格業者		
4.1.1	その1		
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事	
4.1.1.2	等級区分	A等級	
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業	
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方	
4.1.2	その2		
4.1.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事	
4.1.2.2	等級区分	B等級	
4.1.2.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業	
4.1.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	関東地方	
5	競争参加資格(施工実績)		
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。		
5.1	単体有資格業者		
5.1.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場又はポンプ場に係る機械設備工事で、請負工事金額が1,000万円以上の工事。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。	
5.1.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等の発注した下水道類似施設に係る機械設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の工事。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。	
6	競争参加資格(配置予定技術者)		
6.1	単体有資格業者		

入札公告(建設工事)

6.1.1	主任技術者又は監理技術者の現場工事経験	下水道法上のポンプ場又は処理場に係る機械設備工事、又は公共施設で請負工事金額が2,500万円以上の機械設備工事の工事経験を有する者。
6.1.2	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の処理場及びポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事の設計経験を有する者。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	令和07年10月06日(月)から令和08年03月18日(水)まで
7	指名停止及び設計業務の受注者	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	関東区域
7.2	指名停止措置対象団体	佐野市
7.3	設計業務等の受注者	(株)東京設計事務所
8	総合評価方式	対象外
9	入札手続き等	
9.1	競争参加申請書の提出期間	令和06年09月30日(月)から令和06年10月07日(月)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.2	入札説明書の交付期間	令和06年09月30日(月)から令和06年10月21日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和06年09月30日(月)から令和06年10月21日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.4	入札説明書に対する質問の提出期間	令和06年10月01日(火)から令和06年10月10日(木)まで (持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.5	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和06年10月16日(水)から令和06年10月21日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)
9.6	入札書の提出期間(電子入札)	令和06年10月17日(木)10時00分から令和06年10月21日(月)16時00分まで
9.7	入札書の提出期間(紙入札)	令和06年10月17日(木)10時00分から令和06年10月21日(月)16時00分まで (持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.8	開札日時	令和06年10月22日(火) 10時50分
10	入札説明書に対する質問回答掲示場所	
10.1	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
	住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F
10.2	担当部局	日本下水道事業団 栃木事務所
	住所	栃木県宇都宮市東宿郷6-1-7 MRR宇都宮5階
11	その他	
11.1	随意契約により締結予定	無
11.2	手続における交渉の有無	無
11.3	契約書作成の要否	要
11.4	建設リサイクル法対象	適用
11.5	支払条件(前払)	有
11.6	支払条件(中間前払)	無
11.7	支払条件(部分払)	有
11.8	火災保険等付保の要否	要
12	問い合わせ先等	
12.1		担当部局 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課

入札公告(建設工事)

	入札執行及び契約締結等に関する事	住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F
		電話・FAX	電話:03-3818-1212 FAX:03-3818-3524
12.2	競争参加資格の確認に関する事	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F
		電話・FAX	電話:03-3818-1448 FAX:03-3818-3536
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課 電話:03-3818-1212 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで。) 電話:0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/login?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関する事		工事現場説明書 1ページを参照すること。

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の工事である。
- (3) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。
- (4) 本工事は、本工事の完成時に65点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される総合評価方式の「マネジメント難工事施工実績」の評価項目において評価する「マネジメント難工事指定」対象工事である。
- (5) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐するもの(以下、「監理技術者補佐」)の配置を認める工事である。ただし、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事現場相互の距離(直線距離)が10km程度の近接した場所であること。その他の専任の要否は関係法令による。
- (6) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。「有」の場合、当初予定価格において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乘じて補正しており、月単位(及び通期)の4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日制工事実施要領」による。

「6 競争参加資格(配置予定技術者)」の補足説明

- (1) 会社、主任(監理)技術者及び設計担当技術者に求める施工実績の対象期間は15年間とする

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

- (1) 申請資料等の提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便同等のものに限る。)とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。なお、送付当日に技術資料(事前申請書)郵送連絡書(様式14)をファックスすること。

「10 入札説明書に対する質問回答揭示場所」の補足説明

- (1) 回答方法は、関東・北陸総合事務所及び当該工事を所掌する総合事務所及び事務所に於いて掲示するとともに、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した者に対し電子メールにて回答する。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

入札公告(建設工事)

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

入札公告(建設工事・事後審査)

東日本本部 機械設備工事(流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事)共通

1 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道
 - ② 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
 - ③ 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 - ④ 北陸地方 (新潟県、富山県、石川県)
 - ⑤ 中部地方 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ⑥ 近畿地方 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - ⑦ 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 - ⑧ 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 - ⑨ 九州地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
 - ⑩ 沖縄県
- (5) 本工事で求める施工実績は、平成21年度以降に引き渡した機械設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。
 - (6) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、以下のとおりである。
 - ① 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。))の配置の有無は、入札公告、入札説明書の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。ただし配置を認める工事の場合、特例監理

技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km程度以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。

- ② 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が4,000万円未満の場合においては、専任を求めない。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。
 - ③ 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
 - ④ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の工事経験は、平成21年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了したものに限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事経験を有していればよい。ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置する。この場合の担当技術者は、非専任とする。なお、専任する場合のみCORINSに登録すること。
 - ⑤ 主任技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る資格要件を満たす者であること。
 - ⑥ 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（水又は機）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑦ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (7) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。
- ① 設計担当技術者の設計経験は、平成21年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
 - ② 設計担当技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
 - ③ 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（令和03年10月01日～令和05年09月30日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。
- (9) 競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出期限の日から落札候補者の決定の時点までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域の記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
- ① 北海道 （北海道）
 - ② 東北区域 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ③ 関東区域 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - ④ 北陸区域 （新潟県、富山県、石川県）
 - ⑤ 中部区域 （岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ⑥ 近畿区域 （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

- ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- (10) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 紙入札方式による参加（変更）承諾、入札執行及び契約締結に関すること。
〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話 03-3818-1212
- ② 事前申請書の受付及び競争参加資格の確認（競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）の受付審査）に関すること。
〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
電話 03-3818-1448

(2) 入札説明書の交付場所及び方法

- ① 交付場所及び方法
入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。
- ② その他入札説明書添付資料の交付
下記のその他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。
https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html

- (イ) 「低入札価格調査について（令和5年4月1日）」
- (ロ) 「特別重点調査について（令和5年4月1日）」
- (ハ) 「週休2日制適用工事について（令和3年10月1日）」
- (ニ) 「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成23年10月1日）」
- (ホ) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」

(3) 事前申請書の提出方法及び提出場所

本競争の参加希望者は次のとおり持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により、事前申請書を提出すること。期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加することができない。

なお、ファックスによるものは受付けない。

郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。

① 提出場所 2 (1)②に同じ

(4) 事後申請書及び事後資料の提出期限、提出方法及び提出場所

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）は、次の方法により事後申請書及び事後資料を提出するものとする。

① 提出期限 開札日（当初の落札候補者の入札が無効になった場合等により、新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16 時 00 分まで

② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受付けない。

電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料の合計ファイル容量が 1 0 MB を越える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、添付ファイルが複数ある場合、ファイルを 1 つにまとめ ZIP 等に圧縮して添付すること。

※当面の間、電子入札システムにより提出する場合であっても、電子入札システムにより提出することに加えて申請書及び資料のファイルをメールでも下記宛てに送信すること。

日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
Jshigashi-kikaikoji@jswa.go.jp

③ 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
2 (1)②に同じ。

(5) 入札書の提出方法及び開札場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。

① 紙入札方式による提出場所 2(1)①のとおり。

② 開札場所

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 5 階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
電話 03-3818-1212

3 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付

し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、事前申請書、事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をした者のした入札、事前申請書の提出のない者のした入札並びに現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時ににおいて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 落札者の決定方法

① 日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② ①において、同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決める。

(5) 配置予定技術者の確認

落札決定後、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」等により、配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 関連情報の照会窓口 2(1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。